

上下水道局公用車への広告を募集します（令和8年度分）

◆ 募集内容

枠No.	自動車の種別	募集台数	広告サイズ (1枚あたり)	年間走行距離 (令和6年度)	広告料（年額・税抜き） 入札最低価格
1	軽貨物 軽乗用車	4台1組 (軽貨物 3台 軽乗用車 1台)	縦 42 cm以内 横 59.4 cm以内 (A2判以内) 1台あたり2枚	約 21,000 km 4台分	63,000円

※年間走行距離は、令和6年度実績であるため、変動する可能性があります。

◆ 掲載イメージ

軽貨物車（側面後部ドア両側に掲出）



◆ 掲出期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

◆ 申込書等の提出

令和8年2月2日（月曜日）から2月27日（金曜日）までの間に企業総務課へ持参または郵送で提出してください。郵送の場合は2月27日（金曜日）必着となります。

申込書等は、ホームページからダウンロードできます。

1 提出物

- ・ 広告掲出申込書、見積書、広告原稿
- ・ 法人の場合：現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書【コピー不可、発行後3か月以内のもの】
- ・ 団体の場合：規約、参加企業・店舗等の一覧

◆ 広告主の決定方法

- 1 広告内容等について審査を行います。審査を通過したものについて、入札最低価格以上で申し込みのあったもののうち、見積金額の高い申込者から順に広告主を決定します。結果は、広告主として決定した申込者に文書で通知します。入札最低価格以上で申し込みのあったもののうち、募集枠内で見積金額が同額となった場合、抽選により広告主を決定いたします。
- 2 広告内容等は、掲載基準等に照らして審査を行います。

◆ その他

- 1 応募者は、この募集要項、宇都宮市上下水道局広告事業実施要綱、宇都宮市上下水道局広告事業掲載基準等を熟読のうえ、応募してください。
- 2 応募者は、広告主の決定後において、この募集要項等の内容について錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- 3 途中解約による返金はありません。

◆ 関係資料

- ・ 宇都宮市上下水道局公用自動車車体広告掲出申込書
- ・ 宇都宮市上下水道局公用自動車車体広告掲出見積書

- ・ 宇都宮市上下水道局広告事業実施要綱
- ・ 宇都宮市上下水道局広告事業掲載基準
- ・ 宇都宮市上下水道局公用自動車車体広告掲出取扱要領
- ・ 宇都宮市上下水道局公用自動車車体広告掲出基準

■ 問い合わせ

企業総務課 TEL 028-633-3244